年金広報
2012. 6. 5 June
Vol.637

発行所　社団法人日本国民年金協会
編集発行人　河野　暁
〒102-0093　東京都千代田区平河町2-5-5
TEL. 03-3265-2885　FAX. 03-3265-2894
http://www.nenkin.or.jp/
E-mail:koho08@nenkin.or.jp
振替　東京00190-2-77193
年間購読料 1,890円（税込・送料共）
（昭和34年3月30日第3種郵便物認可）

Topics

年金機能強化法案と年金二元化法案の国会審議始まる

初夏の秀峰栗駒山中腹の世界谷地原生花園（せかいやちげんせいかえん）に群生するニッコウキスゲ。
（写真提供：宮城県栗原市）

三月三〇日に国会に提出された年金機能強化法案（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案）と四月一三日に国会に提出された年金二元化法案（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案）は、ともに五月八日に衆議院本会議で趣旨説明と代表質問が行われ、社会保障と税の一体改革に関する特別委員会において、五月一七日から本格的な審議が開始された。

第一八〇回通常国会には、あわせて三本の年金制度改正に関する法律案が提出されている。右の二法案のほかに、平成二四年度の基礎年金国庫負担割合二分の一を維持するための交付国債の発行と年金額の特例水準を三年間で解消することを盛り込んだ国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案がある。この改正法案については、右の二法案とは別に特別委員会ではなく厚生労働委員会に付託される予定である。審議にはまだ入っていない。

平成二二年公的年金加入状況等調査の概要を公表

厚生労働省は、「平成二二年の公的年金加入状況調査」の概要をとりまとめた。

この調査は、公的年金の加入状況・受給状況、就業状況、世帯の状況および公的年金に関する周知度等を調査し、公的年金加入状況・受給状況ごとの実態を把握することにより、年金事業の運営および今後の年金制度の検討のための基礎資料を得ることを目的とするものである。

まず、全体の公的年金加入状況をみると、平成二二年一一月末における二〇～五九歳の公的年金加入者は六、四五七万人であり、その内訳は第一号被保険者が一、九〇六万六千人、第二号被保険者が三、五四一万四千人、第三号被保険者が一、〇〇九万一千人となっている。また、非加入者（第一号未加入者や経過的未届者等を含む）は八九万九千人である。

これを割合でみると、二〇～五九歳の人口六、五四六万九千人に占める第一号被保険者、第二号被保険者、第三号被保険者、非加入者の割合はそれぞれ二九・一%、五四・一%、一五・四%、一・四%となっており、平成一六年調査の結果と比較すると第一号被保険者と第三号被保険者は減少し、第二号被保険者は増加、非加入者は横ばいとなっている。

次に、就業形態別の公的年金加入状況をみると、平成二二年一一月末現在、二〇～五九歳の者の就業形態別公的年金加入状況は、自営業主、家族従業者、臨時・不定期、非就業者については第一号被保険者の割合が最も高く、それぞれ七八・二%、七六・四%、四五・二%、四八・二%となっており、会社員・公務員（臨時・不定期でないパート・アルバイトを含む）では八五・〇%が第二号被保険者となっている。

公的年金の受給状況は、平成二二年一一月末現在において六五歳以上の公的年金受給者（恩給受給者を除く）は二、八三九万五千人、裁定請求をしていない者や恩給受給者を含む未受給者は八八万六千人となっており、それぞれ六五歳以上人口に占める割合は九七・〇%、三・〇%である。

老後の生活設計については、「老後の収入として見込んでいるもの」についての回答（複数回答）をみると、公的年金が八三・四%と最も高く、次いで貯蓄・退職金の取り崩しが四〇・五%、自分で働くが二六・六%となっている。

三月末現在の国年保険料の納付率は五八・〇%

厚生労働省は、平成二四年三月末現在の国民年金保険料の納付率（平成二四年二月分まで）を公表した。

それによると、平成二三年四月から平成二四年二月の国民年金保険料のうち、平成二四年三月末までに納付された月数を集計した現年度分の納付率は、五八・〇%で、対前年同期比でマイナス〇・七%となっている。

また、過年度分については、平成二一年度分の納付率（平成二一年四月分～平成二二年三月分の保険料のうち、平成二四年三月末までに納付された月数の割合）は六五・二%で、平成二一年度末から五・二ポイントの伸びとなっており、平成二二年度分の納付率（平成二三年四月分～平成二三年三月分の保険料のうち、平成二四年三月末までに納付された月数の割合）は六二・〇%で、平成二三年度末から二・七ポイントの伸びとなっている。

Contents

2
中国ブロック本部長に聞く
明るく元気な職場を実現するための運動を展開する藤田東克夫中国ブロック本部長にインタビューした。

3 頑張る！　年金事務所
高松東年金事務所
チャレンジ精神旺盛の所長が率いる年金事務所。香川県の高松東年金事務所を取材した。

4 ㈳日本国民年金協会
第54回定期総会を開催
23年度事業報告及び24年度事業計画等が提案どおり承認された。

5 第54回定期総会
特別講演ダイジェスト
独立行政法人医薬品医療機器総合機構の平岩勝企画調整部長にご講演いただいた。

6
地方分権10年と国民年金事務（続）
今回は、国による関与等の見直しと整備について、どのように再編成が行われたか解説する。

7 「国民年金よくある質問」「厚生年金よくある質問」
会員のみなさま、年金委員のみなさま、実務者のみなさまのお役に立つ情報を掲載します。

8 ご活用ください
市区町村の広報誌（紙）掲載用記事
市区町村の広報誌にそのままご使用いただける、タイムリーな記事を掲載します。

日本年金機構

藤田東克夫中国ブロック本部長に聞く

明るく元気な職場の実現へ コマツナはホウレンソウ運動を展開

保険料後納制度の広報等 地域型の年金委員に期待

――年金委員への取組みを聞かせてください。

年金委員は厚生労働大臣の委嘱なんですが、残念ながら広報経費がついていないため、やれることには限りがあるわけです。中国ブロック本部としては、まさに「やれることを精一杯やる」という構えで取り組んでいます。

職域型の年金委員については、今までどおり職場で広報PRを中心に各種の支援をお願いしたいと思います。また地域型の年金委員については国民年金保険料の後納制度はじめ、地域の住民の方々に知っていただきたい情報があり、年金委員の方々にはご苦労をかけますが、期待しているところです。

――中国ブロック本部としての重点課題はなんでしょうか。

組織内の情報伝達と進捗管理を適切に行い、明るく元気な職場の実現に向けて「コマツナはホウレンソウ」運動を推進しています。コ＝困ったとき、マ＝迷ったとき、ツ＝辛いとき、ナ＝悩んだとき、はホウレンソウ「報告、連絡、相談」をということなんですが、これによって組織内と職員相互間のコミュニケーションの活性化を図っています。

藤田東克夫中国ブロック本部長

また機構本部、中国ブロック本部、年金事務所間の連絡を密にし、適正な進捗管理に心がけたいですね。職場の交流会等をとおして「風通しの良い職場づくり」を目指します。

今、職員に求めているのは「一考する」習慣の浸透を図って、「自ら行動する」ようにしてもらいたいということです。またその実現に向けて次のようなPTを立ち上げ取り組んでいるところです。

①自己研鑽とスキルアップを目的とした「勉強会」を開催し、人材育成につなげる。

②「一考あれこれプロジェクト」を設置し、職員一人ひとりの「自ら考え、行動する」実践に向けての簡単な「一〇か条」を作成し取り組んでいます。

③また、若手職員による「一考プロジェクトチーム」を設置し、柔軟な思考とチャレンジ精神をもって行動する力を育むための検討を行っています。

――国民年金の収納率向上にはブロック本部としてどのように取り組みますか。

行動計画に基づいて、年金事務所へ必要な支援・指導を行って、計画が遅れ気味だったり納付率が低調な年金事務所からは原因がどこにあるかヒアリング等を行い、必要な改善策を指示することにしています。また「国民年金収納対策強化事務所」に指定された年金事務所への支援を強化し、収納対策全般の取組み状況をヒアリングし、具体的な取組みの指導を行います。

市場化テスト受託業者との連携を図るため、業者と年金事務所の月例打合せ会議にはブロック本部からも出席し、未納者の所得情報等を活用して属性区分に応じた免除対策と収納対策に速やかに取組みできるように指導・助言・提案を行うことにしています。

全国でトップの納付率 前年実績も唯一上回る

――中国ブロックの国民年金の納付率は如何ですか?

二月末で六三・二七%で全国平均の五七・五六%を大きく上回って全国のブロックでトップの成績です。また、中国ブロック以外のブロックは前年実績を下回っているにもかかわらず、中国ブロックだけ前年実績を上回りました。

職員の力によるところが大きいと思いますが、もともと納付率の高い地域と瀬戸内海沿岸部など納付率の低い地域を分けて戦略的にやっていることも効果を上げていると思います。

――その他に取り組まれていることがありますか?

大学、短大、専門学校への学生納付特例制度の周知、取組みもきめ細かくやっていますし、特に外国人留学生対策には力を入れています。国民の皆様の年金権の確保のために、鋭意、頑張っているところです。年金月間の取組みでは、琴や尺八が得意な職員がいて、病院や老人ホームでの年金相談を行う際に、歌詞カードを配布し演奏と一緒にお客様に歌ってもらったり、とても喜ばれているんですよ。

千葉県国民年金委員会 名称を「地域型」に変更

五月二九日、千葉県国民年金委員会は千葉市内で第四回定期総会を開催し、二三年度事業報告と収支決算、二四年度事業計画及び収支予算案を満場一致で可決した。また日本年金機構の発足にともない従来の「国民年金委員」が厚生労働大臣委嘱の「年金委員」に改められたこと及び他県年金委員会活動との協調を図るため、名称を、千葉県地域型年金委員会に改める件も了承された。

なお冒頭、岩瀬会長から「国民年金の納付率が三年連続して低下しているとの報道がされている。納付をしないあるいは猶予の申告をしなければ、本人が将来損をすることを知らないでいるケースが多いと思われる。将来の無年金者を無くすためにも、年金の広報活動に力を入れて行きたい」との力強い挨拶があった。

第五〇回全国都市国民年金協議会が 奈良市で八月三一日開催

全国都市国民年金協議会の総会及び研修会は、八月三一日（金）午後『なら100年会館』（奈良市三条宮前町七―一）で開催される。

全国都市国民年金協議会は、全国都市間の連携のもとに国民年金制度の調査研究を行い、制度の円滑な運営とその健全に発展に寄与することを目的として、昭和三八年の発足以来、本年の奈良市の開催で五〇回を迎える。

国民年金制度は、市区町村の係わりがなければ成り立たない制度であるが、市区町村の係わりが大きく変わる中これまでと同様に協議会を運営し調査研究結果などを踏まえ、厚生労働省、日本年金機構などに要望活動を行っている。

今回は近畿ブロックの奈良市が総会・研修会の開催担当となっていることから、近畿厚生局、日本年金機構近畿ブロック本部、近畿管内年金事務所の所長および国民年金課長に、出席を呼び掛けている。

「年金図書」平成24年度改訂のご案内 好評発売中

国民年金ハンドブック（平成24年度版）

A5判　定価2,520円（本体2,400円+税）

制度の仕組みと給付の受け方を、わかりやすく、詳しく解説。届出・請求書の様式は記載例つきで収録。

年金相談の手引（平成24年度版）

A5判　定価4,200円（本体4,000円+税）

国民年金・厚生年金の受給要件・年金額・諸手続きを図解・記載例などにより、わかりやすく解説した年金実務書の決定版。

年金相談AからZ（平成24年度版）

B5判　定価2,310円（本体2,200円+税）

東京都社会保険労務士会 企画
東京社会保険労務士協同組合 編集
年金相談の心得、国民年金・厚生年金制度のしくみ、老齢・障害・遺族給付をわかりやすく解説。Q&A形式で、詳細な説明により、より深くポイントが理解できるよう編集。

現場力を高める!! 年金相談Q&A（平成24年度版）

Vol.1　老齢年金―加入と請求手続き　B5判　定価1,050円（本体1,000円+税）
Vol.2　老齢年金―年金額の計算　B5判　定価1,260円（本体1,200円+税）
Vol.3　遺族年金と障害年金　B5判　定価1,050円（本体1,000円+税）

年金相談に携わる人を対象に、具体的な相談例を挙げてQ（問題）とA（解答）および解説を掲載。問題の例文を読み、考え、かつ解くことで、相談者に的確に答えられるように編集。年金相談の現場力を自らの力とし、高めることができる問題集。

国民年金法総覧（平成24年4月版）

B5判　定価4,410円（本体4,200円+税）

法律の条文ごとに、関係政令・省令・通知等を収載し、法令上の根拠、行政解釈・事務取扱いの全容が体系的にわかるように編集。

株式会社 社会保険研究所
東京 ☎(03)3252-7901　関西 ☎(06)6765-7836
中部 ☎(052)951-0261　中国 ☎(082)223-2707
http://www.shaho.co.jp/shaho

頑張る！

年金事務所

変化は進歩のための好機、変化に強い人材育成が目標

高松市は人口四二万人の中核市である。四国第一の都市圏といわれている高松都市圏の中心でもあるだけに、アーケード街が見事に整った活気のある街だ。高松市は、古くから四国における交通の要衝として発達してきたこともあって、市内には国の出先機関が多数存在している。日本年金機構の四国ブロック本部もこの高松市にある。今回訪問したのは高松市内に二つある年金事務所のうち、高松東年金事務所である。

高松東年金事務所（香川県）

高松東年金事務所とは

香川県内には、高松東年金事務所、高松西年金事務所そして善通寺年金事務所の三つの年金事務所がある。高松東年金事務所は、昭和五五年に現在の高松西年金事務所（高松西社会保険事務所）が開設されるまでは高松市内唯一の社会保険事務所であった。

厚生年金保険に関しては、高松市内を南北に通る中央通りを境にして、東側にある事業所を高松東年金事務所が、西側にある事業所を高松西年金事務所が、それぞれ管轄している。

一方、国民年金については、高松西年金事務所が高松市全域を管轄し、高松東年金事務所はさぬき市、東かがわ市の二市と、小豆郡の小豆島町と土庄町、そして木田郡三木町の三町を管轄している。

林和外所長

チャレンジ精神の所長

この高松東年金事務所の林和外（はやしかずと）所長は、平成二四年四月一日に赴任したばかりで、まだ一か月しかたっていない。高松東年金事務所に来る前は、日本年金機構が発足した平成二二年一月から今年の三月まで大阪市内の市岡年金事務所の所長を務めていた。

市岡年金事務所長としての勤務は、もともと高松出身の林所長にとって初めての県外での単身勤務であったと同時に、日本年金機構という新組織のもとでの勤務であり、さらに初めての年金事務所長としての勤務でもあった。しかし、このような大きな環境の変化のなかで、林所長自身には、大きなチャレンジ精神が芽生えたという。

「新しく出発するという意識、新しく事業を始めるという意識が芽生え、良い意味で新鮮さがありました。とりわけ、市岡年金事務所では、大阪という大都市の地域的特徴から国民年金の保険料の収納率はきわめて低かったです。しかし、それだけに、努力をすればするだけ成果が目に見えて伸びていきました。そして、それが私を含め職員のモチベーションを上げてくれました」。

年齢層が圧倒的に若い高松東

林所長にとって、二年間の市岡年金事務所時代の経験は、同時に二年間の日本年金機構という新組織のもとでの勤務経験でもあった。この二年間を振り返って、林所長は、「二年たったことで職員の意識が変わったのは事実です。かつての公務員としての目線から、お客様目線へと変わり、これが定着したと思っています」という。

ここ高松東年金事務所に来て最初に感じたことは、課と課の間にやや垣根があるように思えたことだ。しかし、それも徐々になくしていけるという。それよりも何よりも、ここ高松東年金事務所では、年齢層が圧倒的に若いことに驚いたそうだ。

「高松東年金事務所では、五〇歳以上の正規職員は一人もいません。一般職員では、三〇歳台の職員が多いです。市岡年金事務所のときとは違った意味で、非常にやりがいがあると感じました」と語る。

特に、国民年金保険料の収納率に関しては、市岡年金事務所では低い収納率から出発しただけに、努力の成果が目に見えやすかったが、ここ香川県は、全国的にも収納率が高いことで有名である。それだけにハードルが高い。ここは、林所長のチャレンジ精神に大いに託したいところである。

高松東年金事務所でこれから取り組もうとしていることは三つある。一つは、今年の一〇月から始まる国民年金保険料の後納制度である。二つ目は、いわゆる基金突合減額（厚生年金基金記録と国の年金記録との突合処理による過払年金の減額処理）への対応である。三つ目は、これから始まる算定基礎届への対応である。

林所長としては、これらの三つの課題にどのように対処していくか、職員の人材育成という点も念頭におきながら、職員の効率的な活用方法を考えつつ、「全所態勢」で取り組もうと考えている。

林所長はこう語る。「変化するときというのは、進歩する機会となります。変化に強い人間を育てることが大事だと思います。身近なところでいえば、職員には人事異動があります。この人事異動という変化こそ、プラスにとらえ、これを利用して職員のグレードを少しずつでも上げさせたいです。自分自身の体験から」。

終始温厚な表情と話しぶりながら、一つ一つの話の中に、プラス思考のチャレンジ精神がしっかりとうかがえる。

副所長・課長・室長から一言

石本謙二副所長は、林所長と同じくこの四月に高松東年金事務所に赴任したばかりである。お隣りの徳島県の出身で、高松東年金事務所の勤務は、初めての徳島県外での勤務である。香川県の人たちの第一印象はどちらかというと寡黙で真面目だという。

「私自身は明るい職場が大事だと思います。仕事は明るく楽しくというのが信条です。高松東に来る前の徳島北年金事務所では、民間出身の副所長から労務管理について多くのことを教わりました。職員の皆さんには、できるだけ残業時間を減らし、健康管理に気をつけていただきたいと考えています」。

岡本勝利厚生年金適用調査課長は、日本年金機構発足と同時の平成二二年一月から高松東年金事務所の厚生年金適用調査課長を務めている。高松東年金事務所の管轄する厚生年金の適用事業所数は六、八九〇で四国ブロック本部では二番目の数、また被保険者数は一〇四、七二五人で四国ブロック本部内で一番の数である。この適用調査業務を六人の課員でこなしている。

「限られた職員数の中で業務をこなしていくには、職員のスキルアップと自己研鑽が必要です。知識は研修によって身につけられますが、経験を積むことも大切です。そのための機会を適切に与えていくことが私の役割だと思っています」。

大崎寿男厚生年金徴収課長も岡本課長と同じく、日本年金機構発足と同時にこの高松東年金事務所の厚生年金徴収課長を務めている。管轄する事業所数が多いだけに、滞納事業所数も多い。処分票を確認し、徹底した収納対策をとっているという。

「今年は課員のスキルアップを重視したいと考えています。外部からの採用が増えているので、勉強会も積極的に進めています。庁時代のマニュアルを基に、新規滞納事業所への対応を徹底していきたいと考えています。経験をさせながら、結果を積み上げたいです」。

大坪覚国民年金課長は、平成二三年一二月から高松東年金事務所の国民年金課長を務めている。二〇歳の適用対策のために、職員一名を専属で対応させている。

香川県の収納率は全国的にみても高い水準にあり、七〇%を下回っていない。免除勧奨や特別催告状など年に複数回送付を行っているという。

「国民年金制度への理解、信頼回復のためには、継続してできる対策を、継続してやっていくしかありません。継続は力だと思います」。

西山敏文お客様相談室長は、日本年金機構発足と同時の平成二二年一月から高松東年金事務所のお客様相談室長を務めている。相談ブースは五つあり、一二名のスタッフで対応している。みなベテランのスタッフであるという。

「朝礼、ミーティング、勉強会を利用して職員のスキルアップを心がけています。そして、お客様の要望に応えられて、年金というものがもっと身近に感じられるようなところにしていきたいです」。

第54回定期総会を開催

社団法人日本国民年金協会

㈳日本国民年金協会は五月二二日、東京都千代田区のルポール麹町にて第五四回定期総会を開催した。平成二三年度事業報告及び二四年度事業計画等が満場一致で承認された。

冒頭で阿部恂会長は、「現在、国会において、受給資格期間の短縮や低所得者加算などが盛り込まれた年金機能強化法案が審議されている。公的年金制度は、将来にわたって国民の老後生活の大きな柱となるものであり、世代を超えて国民全体が支え合う相互扶助の枠から外れることはできない。年金の機能強化を図るためには、国民の深い信頼と理解を得ると同時に、国民に適切な情報を提供し、十分な議論を尽くしていただきたい」と挨拶した。

議事は阿部理事長が議長を務め、次の四件について審議された。▼第一号議案「平成二三年度事業報告及び決算報告承認」▼第二号議案「平成二四年度事業計画案及び収支予算案承認」▼第三号議案「役員の一部選任」▼第三号議案の二「副会長の選任」。これらはすべて提案どおり了承された。

平成二四年度事業計画では、年金制度の普及及び発展向上のための広報事業及び年金委員の組織化等の年金委員活動支援事業等に取り組むこととしている。

また、定期総会資料として、日本国民年金協会のあり方に関するアンケートが配布された。これは日本国民年金協会の存廃や、今後の動き方に関する問題について会員の意見を求めるもので、それを基にこれからの協会のあり方が決められる。

理事会で選任、総会で承認された役員は次のとおり（敬称略）。▼会長・阿部恂（日本健康開発財団理事）▼副会長・森民夫（全国市長会長・長岡市長）、藤原忠彦（全国町村会長・川上村長）▼専務理事・河野暁（日本国民年金協会理事）▼理事・船後正道（元共済組合連盟会長）、加藤栄一（国民年金基金普及推進協議会理事長）、都村敦子（国際厚生事業団監事）、吉田英男（三浦市長）、井上久則（飛騨市長）、鈴木尚（富士市長）、矢田立郎（神戸市長）、黒田晋（玉野市長）、川端祐樹（上天草市長）、平松克喬（学識経験者）

祝辞

厚生労働省年金局
年金管理審議官
今別府 敏雄 氏

本日ご列席の皆様方には、日頃から国民年金事業の円滑な推進に格段のご尽力をいただいており、厚く御礼申し上げます。

市区町村の皆様には、窓口での各種届書の受付業務や相談業務につきまして、ご理解とご協力を賜っております。特に年金記録問題への対応につきましては、「ねんきん定期便」を持参された方への相談対応や、昨年より開始いたしました「ねんきんネット」の窓口における対応など、多くの市区町村にご協力をいただいているところであり、重ねてお礼申し上げますとともに、引き続き、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

今日、我が国の公的年金制度は、国民の老後生活を支える柱であり、少子高齢化が進展する中で、公的年金をはじめとする社会保障全体を持続可能なものとしていくことは、これからの我が国の社会の在り方において、極めて重要な課題であります。

こうしたなか、厚生労働省では日本年金機構と密接に連携し、年金記録問題の解決をはじめとした公的年金への信頼回復など、諸般の課題に取り組む一方、社会保障と税の一体改革の関連法案について、国会でのご審議をお願いしているところです。

保険料の納付率向上のため取り組み強化を

本日は、貴重な機会をいただきましたので、特にお願いしたいことを三点ほど申し上げたいと思います。

一点目は、国民年金の納付率の向上についてです。国民年金保険料の現年度納付率は、本年二月末現在の全国数値は五七・六%であり、前年同期比でマイナスの〇・七%と、大変に厳しい状況が続いております。

これまでも、市区町村からご提供いただいた未納者の所得情報を活用することで、保険料の負担能力が乏しい方には、免除や若年者納付猶予制度を確実に勧奨し、十分な負担能力がありながら納付義務を果たさない方には、強制徴収による厳正な対応を図るなど、未納者の属性に応じたきめ細かな対策を行っています。今後はこうした取り組みを更に強化し、納付率の低下に歯止めをかけていく所存です。

磁気媒体による所得情報の提供など、年金事務所からはすでに様々なお願いを申し上げているところでございますが、今後とも、どうかより一層のご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

年金確保支援法による納付の特例について

二点目は、国民年金保険料の納付の特例についてです。現在は、未払いの国民年金保険料を遡って納められるのは過去二年分ですが、「年金確保支援法」によって、施行の本年一〇月一日から三年間に限り、過去一〇年分まで遡って納められるようになります。この制度をご利用いただくことで、受給資格の確保、年金額の増額が可能となります。

市区町村の皆様には、順次、地方厚生局及び日本年金機構からご説明させていただきますので、住民の皆様からの照会対応や自治体広報紙への情報掲載など、ご協力をお願いいたします。

国民年金適用関係届書電子媒体化について

三点目は、国民年金適用関係届書の電子媒体化について。国民年金第一号被保険者の資格取得・喪失、種別変更などの届出は、市区町村において受理いただき、これを日本年金機構へご報告いただいております。

現在、このご報告の方法は、すべて書類の送付によりいただいておりますが、平成二五年四月からは、電子媒体でもご報告いただけるよう、準備を進めているところでございます。

こちらにつきましても、順次、日本年金機構からご説明させていただきますので、市区町村の皆様におかれましては、電子媒体での報告を可能とするためのシステム改修等の準備をしていただきますようお願い申し上げます。なお、システム改修に伴う経費につきましては、別途、国民年金等事務取扱交付金で措置する予定でございます。

本日は、特にお願いしたい三点に絞ってお話しさせていただきました。どうかよろしくお願いいたします。

代読する吉田智課長補佐

国民年金にゆとりをプラス。
自分で入る公的な個人年金。

老後までトク!
●掛金は全額所得控除で税金もお得。
●掛金は自由に設定。
※口数単位での設定になります。また、途中での変更も可能です。

老後からラク!
●基本は終身年金。だから、一生涯お受け取り。
●万が一の時にはご家族に一時金も。
※年金受給前または保証期間内にお亡くなりになった場合。（B型を除きます。）

自営業者の方にもサラリーマンなみの老後保障を。

ご相談・お問い合わせ・資料請求は——
フリーダイヤル 0120-65-4192（ローゴ ヨイクニ）
※地域によっては携帯電話からはつながらない場合があります。

国民年金基金

ご職業ごとに加入できる職能型もあります。くわしくはホームページをご覧ください。
www.npfa.or.jp 国民年金基金 検索

総会特別講演

社会保障・税一体改革の中の年金改革

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
企画調整部長 平岩 勝

今回民主党から示された新しい年金制度は、所得比例年金と最低保障年金からなる新しい年金制度である。

これらの制度の実施にあたっての問題は、現行制度から移行していくには非常に長い時間を要するということだ。完全移行には四〇年間必要だという計算がでている。

その長い時間がかかる中で、いま目の前にある課題を先送りできないということから、去年一年かけて審議会や政府与党のやり取りなどで考えられた内容が、現段階で法律案として国会に提出されている。

社会保障・税一体改革における年金法案

社会保障・税一体改革に関連する年金法案は、二四年度の予算に関係するかどうか、あるいは準備作業の進捗などに応じて、三本の法律に分かれています。

年金機能強化法案と被用者年金一元化法案の二つは予算非関連法案で、現在、社会保障と税の一体改革に関する特別委員会で審議されることになっています。

また、国年法改正法案というのは、予算関連法案ですが、一体改革の特別委員会での一括審議というのは認められず、別個に厚生労働委員会などで審議されることになっています。

年金機能強化法案

一つ目の法案、年金機能強化法案とは、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案」を略称しています。

社会保障と税の一体改革における目玉として消費税の引き上げがあります。その引き上げによって得られた財源の、年金における使い道を定めたのがこの法律案です。

法案の中には、その消費税収を充てていくという項目がいくつかありますが、一つが最低保障機能の強化を図ること、それから、基礎年金の国庫負担を三分の一から二分の一に引き上げるための財源に使うことです。もう一つは、遺族基礎年金を現行の母子家庭のみではなく、男女差解消のために父子家庭への支給にも税収を充てることです。

最低保障機能の強化について見ていくと、まず、無年金者対策として、受給資格期間の短縮という案が出されています。現在は、年金の受給資格期間は二五年です。その期間を一〇年に短縮し、納めた期間に応じて年金支給を行うことになります。

一〇年分で本当に年金と呼べるのか、短すぎるのではないかという見方がありましたが、払った分についてはきちんと戻してほしいといった声にも配慮し、海外の状況も見ながらこうした改革案となりました。

低年金者対策では、低所得者等への加算案があります。低所得、低年金になる理由としては、やはり保険料の未納や免除が考えられます。そこで、介護保険制度の例にならって低所得者と認められた方には、老齢基礎年金に月額六千円の加算を行うこととしています。

また、同じ低年金であっても、免除の手続きをきちんとした方には、それなりの評価をし、満額の老齢基礎年金の六分の一相当を加算することになります。期間に応じた額となるので、一〇年間免除された方の場合、一万六六六円の四分の一で二、六六六円になります。

この仕組みについては、現在、年金の負担と給付の原則を崩すのでは、とかなり厳しい批判を受けています。今後の国会でも議論がなされることと思います。

同様の観点から議論されることが見込まれるものとして、高所得者の年金額の調整案があります。年金は老後に収入が減少したときの備えという性格があるため、現役世代と比べても非常に高い収入を得ている老齢者は、一部年金の受給をご遠慮いただけないかということです。当然、保険料を払った分を調整するのは難しいため、上限は国庫負担分までとして、全体の半分までを支給停止するというこれまでない高所得の方々が対象となる制度になっています。

次は、基礎年金国庫負担二分の一の恒久化についてです。平二〇年度までは安定財源を積み上げることにより三分の一からの引き上げを図ってきました、二一年度以降は臨時財源として、そのつど財源を探して差を埋めてきました。消費税が引き上げられる平成二六年度からは、恒久的な財源としてここで充てようという改正です。

また、短時間労働者に対する年金の適用拡大は、非正規労働者の方に社会保険を適用し、セーフティネットを強化するということ、特に女性の就業意欲の促進が目的になっています。これは平成一九年に同様の法案が提出されましたが、衆議院の解散により廃案となっていました。

当時は対象者について、週三時間以上を週二〇時間以上に変更し、その他いろいろな条件付けすることで一〇～二〇万人が、厚生年金の適用拡大対象になるということでした。今回も週二〇時間以上は同じですが、前回形式的にはパート労働者ながらも正社員並みの方たちを拡大対象としていたのに対し、今回は、賃金の下限を月額九・八万円から七・八万円に下げて、賃金の低い方も含めて厚生年金の対象にしようということです。

一方で、前回は、従業員数が三〇一人以上の企業が対象でしたが、厳しい経済状況を勘案し、五〇一人以上の企業を対象とすることで、中小企業に配慮したかたちになっています。しかし、対象者数は四五万人に増加して、対象が広がるかたちで提案させていただいています。

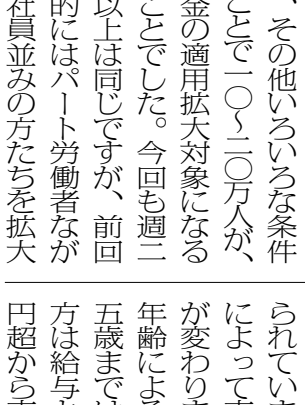

被用者年金一元化法案

「被用者年金一元化法案」（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案）は、先ほどの短時間労働者の適用拡大と同じように、平成一九年に法案を提出したものの廃案となっており、これも再チャレンジです。

基本的には、共済年金と厚生年金の差異を厚生年金に統一していくという内容です。具体的に差異の例を見てみると、遺族厚生年金は一度受給者が決まればその後失権した場合は次の順位の方には支給されませんが、遺族共済年金は失権しても次の方に権利が移ります（転給）。

また、在職老齢年金の話題がマスコミなどでもよく取り上げられています。厚生年金は年齢によって支給停止のかかる範囲が変わりますが、共済年金では年齢による差はありません。六五歳まではサラリーマンOBの方は給与と年金の合計が二八万円超から支給停止が始まりますが、退職共済年金受給者が厚年被保険者等となった場合は、四六万円までは支給停止されません。こういった点をすべて厚生年金に統一するということになっております。

次に、厚生年金の約二割に相当する職域加算という給付が共済年金の三階部分として存在しています。逆に保険料率は、厚生年金が一六%台であるのに対して国共済と地共済が一五%台、私学共済が一三%台です。共済年金の方が、より低い保険料率で、より高い給付が出ていることになります。保険料率については、現在いずれの制度においても引き上げていますが、このスピードは変えずに将来的に統一していくことになります。

ただ、保険料率をすべて統一するのが三九年ではずいぶん遅いと思われるかもしれません。しかし、この一元化法の施行は平成二七年です。その段階で三階部分というのは廃止し、しかも保険料率を据え置くことを考えると、施行時点で共済年金の保険料率がぐっと上がることになります。その後、同じペースで上げていき、最終的に厚生年金と並びます。平成二七年段階でかなり保険料率の差が解消され、そのあと時間をかけて統一していくことになります。

国年法改正法案

国年法改正法案（国民年金法等の一部を改正する法律案）の内容は、交付国債と特例水準解消の二点です。一つ目は、基礎年金国庫負担割合を三分の一に引き上げるにあたり、二四年度は年金交付国債により、不足している一三・五%分を賄うこととするものです。

臨時財源を探すというのも限界があり、今回考えられたのが交付国債というものです。一般の赤字国債と違って、発行の段階では国庫からの支出を伴わないものの、年金財政のなかで資産計上することができますので、年金財政には穴が開きません。

この交付国債は将来の消費税引き上げ分を財源にして償還していくため、注目すべき点の一つではなかろうかと思います。

最後に特例水準の解消です。平成一一年から一三年にかけて、マイナスの物価スライドを行わない時期があったため、現在支給されている年金額は、本来の年金額よりも二・五%高くなっています。これは特例水準と言われているものですが、これまで累計で約七兆円余分に年金額を支払ってきました。

このまま続けると、今後はマクロ経済スライドの発動が遅れるということもあり、世代間の不公平を助長してしまいます。これを早期に解消するために期間を三年間と定めて、二・五%分を〇・九%、〇・八%、〇・八%と決めて計画的に解消をしていくという制度です。

年金局ではこの三本、一体改革がらみの法案を提出しているとともに、主婦年金の追納法案が継続審議になっています。まだまだ課題がある状況ですが、一つ一つ解消していきたいと考えているところです。

昭和34年3月30日第3種郵便物認可

地方分権一〇年と国民年金事務（続）

前回に引き続き、地方分権による国民年金事務改善の中身をふり返る。

今回は、国による関与等について、地方分権によってどのように見直しと再編・整備が行われたかについてみておきたい。

国による関与等の見直しと整備

地方分権一括法では、従前の機関委任事務に関わる包括的な指揮監督権を廃止し、国による関与については、新たな事務区分ごとの基本類型に沿って必要最小限のものとすることとされた。そして、地方公共団体に対する国または都道府県の関与については、次のような原則に基づいて見直し、整備を行うものとされた。

①法定主義の原則　関与にあたっては、法律またはこれに基づく政令の根拠を必要とする。

②一般法主義の原則　地方自治法に関与の一般的なルールを定める。

関与は、その目的を達成するために必要最小限のものとし、地方公共団体の自主性および自立性に配慮する。

③公正・透明の原則　関与に関する手続については、書面の交付、許可・認可等の審査基準や標準処理期間の設定、公表等を定める。

なお、国と地方公共団体との関与に関わる係争処理については、第一義的に「国地方係争処理委員会」が審査することとなった。

国の包括的な指揮監督権

廃止

●新たな事務区分ごとに関与の基本類型を地方自治法に規定。

●関与はできる限り基本類型に従う。

自治事務
- 助言または勧告
- 資料の提出の要求
- 協議
- 是正の要求

法定受託事務
- 助言または勧告
- 資料の提出の要求
- 協議
- 同意
- 許可、認可または承認
- 是正の指示
- 代執行

国民年金事務における国の関与等

◆処理基準

地方分権一括法によって地方自治法では、法定受託事務に関する処理基準の根拠規定が置かれた。これは、法定受託事務が、本来は国が果たすべき事務であることから、公平性・実効性の観点から、全国規模である程度の統一性を図ることが必要と考えられたためである。

国民年金の法定受託事務においては、全国規模で統一性を図ることが公平性・実効性の観点から必要であり、また、地方分権一括法の施行後は、都道府県で国民年金事務を行わなくなることから、国において処理基準（国民年金事務処理基準）を定めることとなった。

地方分権以後は、国民年金の事務は、法令（法律・政令・省令）または処理基準に基づいて処理されることとなった。国民年金事務処理基準には、法令に根拠のある事務で、市町村が行う事務処理の手順等について規定している。

なお、地方分権以後は、都道府県の国民年金主管課が社会保険庁の地方支分部局である地方社会保険事務局に移行することとなったため、法律改正等に伴う処理基準の改正があった場合の市町村への伝達は、地方社会保険事務局から市町村へ通知することとなった。

◆技術的な助言・勧告と資料の提出の要求

改正後の地方自治法では、「技術的な助言又は勧告」について規定されている。「技術的な助言又は勧告」とは、援助し、協力するために行われる非権力的な関与のことで、各大臣が適切と認める客観的に妥当性のある行為または措置を実施するように促したり、またはそれを実施するについて必要な事項を示したりすることを指す。

また、「勧告」は、助言よりも強い権限であって、勧告を受けた場合には、勧告を尊重しなければならない義務を負うが、法律上勧告に必ず従うべき拘束を受けてその履行を強制されるものではないものとされた。

国民年金事務における市町村への助言等については、地方社会保険事務局または社会保険事務所から行うこととされた。

◆是正の指示

市町村への法定受託事務に関する是正の指示は、原則として都道府県知事が行うものである。しかし、緊急を要するときその他必要があると認めるときは、各大臣が行うことができることとされた。

国年事務において是正の指示を行うためには、その前段階として助言・勧告を行うこととなるため、通常の案件は助言・勧告の段階で是正されるものとされた。したがって、是正の指示が必要となる場合というのは、助言・勧告をされているにもかかわらず法令に違反したりまたは著しく適正を欠いていることから、緊急を要すると認められるときに、地方自治法に基づいて、地方社会保険事務局等が行うことになった。

また、地方社会保険事務局等が是正の指示を行う場合は、地方自治法の一般原則に則って、書面で行うこととされた。なお、市町村が是正の指示に従わなかった場合には、代執行等の手続を都道府県知事が行うこととされた。

◆代執行等について

代執行は、地方公共団体の長の法定受託事務の管理・執行の法令違反等に対して、勧告・指示・裁判という諸手続を経たうえで、なおその地方公共団体の長が違反等の是正をしないときに、各大臣がその長に代わって是正のために必要な事項を行うことができるという、最も強力な関与の形態である。

国民年金事務において代執行が行われる場合というのは、是正の指示等の関与によっても是正されない場合である。そして都道府県知事は、地方自治法の一般原則に則って、代執行等の手続をとることになる。

◆監査・指導について

市町村に対する監査および指導については、地方分権以後は、国と地方公共団体との関係が対等協力の関係となったことから、法律またはこれに基づく政令に根拠がない限り、監査や指導という名目で市町村への関与を行うことはできなくなった。

しかし、国民年金事務が適正に行われているか否かを確認する事務は、事業運営上必要なことである。これを実施する方法として考えられたものは、たとえば、①地方自治法の一般原則による資料の要求を行い、それに基づいて事務が適正に行われているかどうかを判断し、助言・勧告・是正の指示を行う方法や、②交付金の決算資料に基づいて、適正な処理を行っていない場合は、その旨を指摘し、改善を求める方法などである。

◆事務取扱要領等について

地方分権の実施前は、法令または通知等以外に都道府県が作成した事務取扱要領に基づいて事務が行われてきた。地方分権以後は、法令または処理基準に基づいて事務処理が行われることとなった。ただし、法令または処理基準を適正に運用していくために、「助言」として地方社会保険事務局が事務取扱要領等を作成して市町村に提示することも可能とされた。

また、適用促進事務等、自治事務として行うこととなる事務についても、市町村の求めに応じて「助言」としての位置づけを明示して市町村へ提供することは可能とされた。

「わたしと年金」エッセイ募集

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけている。「ねんきん月間」の期間中は、国民に公的年金制度に対する理解を深めてもらうため、毎年さまざまな啓発活動が展開され、全国各地で年金出張相談などが開催される。

この啓発活動の一環として、日本年金機構では、下記の要領で公的年金制度との関わりについてのエッセイを募集している。

●テーマ

応募者自身や、家族などの身近な人と公的年金制度との関わりについて、「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ。公的年金の大切さ、公的年金との関わり、または社会保障としての公的年金の意義などに関するエピソードを盛り込むこと。

●募集期間

平成24年6月1日㈮から平成24年9月30日㈰まで。

●発表

最優秀作品をはじめとする優秀作品については、11月下旬に日本年金機構ホームページに全文を掲載して発表。

※詳細については、日本年金機構ホームページを参照。

国民年金 よくある質問

Q. 海外居住者のための国民年金の任意加入の手続や年金を受けるための手続について教えてください。

●任意加入の手続

海外に居住している日本人で、二〇歳以上六五歳未満の人と、昭和四〇年四月一日以前に生まれた六五歳以上七〇歳未満の人は、国民年金に任意加入することができます。ただし、昭和四〇年四月一日以前に生まれた六五歳以上七〇歳未満の人で、老齢基礎年金の受給資格を満たしている人は任意加入できません。

任意加入の手続の窓口は次のようになります。

・これから海外に転出する人―住所地の市区町村

・現在、海外に居住している人―日本国内における最後の住所地を管轄する年金事務所

・日本に住所を有したことがない人―東京都の千代田年金事務所（国民年金課）

※日本国民年金協会の手続代行事務は、平成一九年六月末をもって終了しています。

●年金を受けるときの手続

国民年金、厚生年金などの年金を受けるためには、自分で年金請求の手続を行う必要があります。海外で生活している人も同様です。

まず、年金請求書を取り寄せる必要があります。年金請求書は、日本の年金事務所から取り寄せることもできますが、日本年金機構のホームページからダウンロードするのが便利です。

年金請求書の提出先は、国民年金（基礎年金）を請求する場合には、日本で最後に住んでいた市区町村を管轄する年金事務所、厚生年金を請求する場合には、最後に勤めていた事業所を管轄する年金事務所です。郵送で提出することもできます。

また、社会保障協定を締結している国に住んでいる場合には、日本への年金請求書を、各国の年金制度の実施機関の窓口に提出することができます。この年金請求書は、協定の締結国専用のものが用意されており、ホームページからダウンロードできます。

●年金の送金について

年金は、年六回、指定した金融機関に振り込まれます。振込先の銀行口座は年金請求の際に請求者が指定します。本人名義の口座であれば、海外の口座での受け取りも可能です。海外への年金の送金は、銀行振り込みとなります。送金手数料は差し引かれないのが原則です。

＊「国民年金よくある質問」は、当協会ホームページに掲載されています（http://www.nenkin.or.jp/emember/faq_box/）。会員のみなさま向けであるこのホームページでは、内容を更新して、順次掲載していきます。

厚生年金 よくある質問

Q. 厚生年金の被保険者の保険料はどのように決められ、どのようにに納めるのですか。

保険料

厚生年金保険の保険料は、毎月の給与（標準報酬月額）と賞与（標準賞与額）に共通の保険料率をかけて計算されます。保険料率は毎年九月に引き上げられます。厚生年金保険の保険料は、事業主と被保険者が半分ずつ負担します。

標準報酬月額

厚生年金保険では、被保険者が受け取る給与を一定の幅で区分した報酬月額に当てはめて決定した標準報酬月額を、保険料や年金額の計算に用います。標準報酬月額は、一等級（九・八万円）から三〇等級（六二万円）まで区分されています。

厚生年金保険で標準報酬月額の対象となる報酬は、被保険者が自己の労働の対償として受けるすべてのものをいいます。

厚生年金保険で標準報酬月額の対象となる報酬は、基本給のほか、役付手当、家族手当、通勤手当、住宅手当など、現金または現物で支給されるものをいいます。

なお、年四回以上支給される賞与も、標準報酬月額の対象となる報酬に含まれます。

●標準報酬月額の決定・改定

●資格取得時決定　被保険者が資格取得した際の報酬に基づき一定の方法で報酬月額を決定し、資格取得月からその年の八月までの各月の標準報酬とします。

●定時決定　毎年七月一日現在で使用される事業所において、四・五・六月の三か月（いずれも基礎日数一七日以上）に受けた報酬の総額をその期間の月数でわった額（報酬月額）で標準報酬月額を決定し、九月から翌年八月までの標準報酬月額とします。

●随時改定　被保険者の報酬が昇給・降給等で固定的賃金に変動があり、継続した三か月間（いずれも基礎日数一七日以上）に受けた報酬総額を三でわった額が従前の報酬月額に比べて二等級以上変動した場合に改定します。

●育児休業改定　被保険者からの届出によって、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三か月間に受けた報酬の平均額に基づき、その翌月から新しい標準報酬月額に改定します。

●保険者決定　①資格取得時決定や定時決定による算定が困難なとき、また②資格取得時決定・定時決定・随時改定の際の算定額が著しく不当であるとき、③一時帰休による変動があったとき、これらのいずれかに該当するときは、厚生労働大臣が算定する額を被保険者の報酬月額として標準報酬月額を決定（改定）します。

標準賞与額

標準賞与額とは、実際の税引き前の賞与の額から千円未満の端数を切り捨てたもので、支給一回（同じ月に二回以上支給されたときは合算）につき、一五〇万円が上限となります。

厚生年金保険で標準賞与額の対象となる賞与は、賃金、給料、俸給、賞与等の名称を問わず、被保険者が労働の対償として受けるもののうち年三回以下の回数で支給されるものをいいます。

厚生年金保険で標準賞与額の対象となる賞与は、賞与、ボーナス、期末手当、年末手当、夏（冬）季手当、勤勉手当など、年三回以下の回数で支給されるもの、およびその他一時的に支給されるものをいいます。

保険料の納め方

健康保険・厚生年金保険の保険料は、年金事務所が徴収します。事業主は、毎月の給料または賞与から被保険者負担分の保険料を差し引いて、事業主負担分の保険料とあわせて、翌月の末日までに納めます。

保険料額は、事業主から提出された被保険者の資格取得、喪失、標準報酬月額または賞与支払等の変動に関する届出内容をもとに毎月二〇日頃、年金事務所から事業主へ「保険料納入告知額通知書」または「保険料納入告知書」が送付されます。

事業主は、通知書等に記載された保険料額を、口座振替で、または「保険料納入告知書」を添えて金融機関で、納めます。

いつ起きるかわからない、
いつ起きてもおかしくない。

“その時”に備えて――

地域住民のための防災対策
パンフレット＆リーフレット

地震に備えるポイントが１冊でわかるパンフレット

地震に備える　●平成23年5月発行

地震が起きる前に日頃からこころえておくべき準備から、地震が起きた時に安全に避難するための方法や応急手当・救命手当、住まいの防災まで、地震に備えるポイントを網羅しています。

A4判/24頁カラー　定価：189円（本体180円＋税）

監修：鈴木　俊男（昭和女子大学講師・一級建築士）
高橋　洋　（NPO法人 災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード理事）

テーマごとにコンパクトにまとめたリーフレット

災害のとき！
あなたの助けが必要な人がいます。

災害時要援護者を守るために、日頃の地域交流のあり方や災害時に要援護者を支援するポイントを解説。

グラッときたとき！
あなたの家の家具は倒れませんか？

大地震の時の家具類の転倒・落下を防止するための、自分でできる対策や安心度を高める一工夫などを解説。

イザというとき！
覚えておきたい応急手当と救命手当

けがや心肺停止などの急病に対して、病院で治療を受ける前に施しておきたい応急手当・救命手当を図解。

A4判/4頁カラー
定価：42円（本体40円＋税）
監修：高橋　洋（NPO法人　災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード理事）

＊名称刷込み（スミ１色）をご希望の場合は、21,000円（税込）で申し受けます。

ご注文・お問い合わせは――
年友企画（株）
〒101-0047　東京都千代田区内神田 2-5-3　児谷ビル
TEL（03）3256-1711　FAX（03）3256-8928
http://www.nen-yu.co.jp

国民年金の保険料納付が困難な学生は学生納付特例の手続を

学生納付特例の対象者は？

日本国内に住むすべての人は、二〇歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生に対しては、申請によって在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

学生とは？

学生納付特例でいう学生とは、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学する学生で、夜間・定時制課程や通信課程の学生も含まれます。なお、私立の各種学校については、修業年限が一年以上の課程の場合は都道府県知事の認可を受けた学校に限り、また海外大学の日本分校については文部科学大臣が個別に指定した課程に限ります。

所得基準は？

学生納付特例には所得基準があり、本人の所得が次の額以下の場合に対象となります。

一一八万円＋扶養親族等の数×三八万円＋社会保険料控除等

申請者本人のみの所得をみるため、本人以外の家族の所得は問いません。

年金との関係は？

老齢基礎年金を受けるためには、原則として保険料の納付済期間（保険料免除期間を含む）が二五年以上必要です。学生納付特例の承認を受けた期間は、この老齢基礎年金の受給資格期間に含まれます。ただし、老齢基礎年金の年金額の計算対象となる期間には含まれません。

また、学生納付特例制度の承認を受けていれば、その期間は、保険料納付済期間と同様に障害基礎年金の支給要件となる対象期間に含まれます。

申請書の提出先は？

申請書の提出先は、住民登録している市区町村の窓口です。

また、平成二〇年四月から、在学する大学等の窓口でも申請手続ができるようになりました。

大学等の窓口で申請手続を行うためには、在学する大学等が学生納付特例事務法人の指定を受けている必要がありますので、よく確認してください。

必要な添付書類は？

・年金手帳
・学生等であることを証明する書類（在学証明書または学生証などの写し）。ただし、申請手続きを行う際に市区町村役場の窓口で直接これらを提示する場合は添付の必要はありません。
・前年所得の状況を明らかにすることができる書類
・退職（失業）した人が申請を行う場合は、退職（失業）したことを確認できる書類（雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の写し）

申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金を受けることができない場合もありますので、注意してください。

ご案内 この記事は市区町村の広報誌（紙）にそのまま掲載していただけます。

なお、この記事は当協会のHPからテキストデータとしてダウンロードできますので、ご自由にお使いください。

コラム 視点 column 観点

高年齢雇用継続給付制度 申請手続きの確認を

食品卸会社に勤務する六二歳のKさんは、久しぶりに記帳した預金通帳を見て、雇用保険からの入金が途絶えていることに気が付きました。そのお金とは、雇用保険の被保険者期間が五年以上あった人が退職後も被保険者となって働く場合、六〇歳時の賃金よりも七五％未満に下がった人に対して六五歳まで支給するという「高年齢雇用継続基本給付金」です。六五歳までの雇用の継続を援助する高年齢雇用継続給付制度の一つです。賃金の低下率が六一％以下であれば賃金の一五％相当額が支給されます。Kさんは定年後再雇用で、仕事の内容、勤務地も時間も変わらずに働き続けています。変わったのは賃金が半分以下になったことと、Kさんを雇っている会社が昨年、関連の別会社になったことです。

会社が代わろうとも働き続けているKさんには、二か月ごとに約四万五千円の給付金が支給されるはずでした。ところがこの一〇か月もの間、入金が途絶えてしまっていたのです。総額で二三万円以上という大金です。

どうしたものかと勤務先の事務担当者に問い合わせたところ、新しい会社の担当者が二か月ごとのハローワークへの申請手続きをしていなかったことが分かったのです。

Kさんは、「会社のせいでもらえないのは納得できない」と担当者に抗議をしました。早速、担当者はハローワークに行って給付金を受けられるように交渉しましたが、「申請期限を過ぎたものは受け付けられない」と断られてしまいました。

高年齢雇用継続基本給付金の申請手続きは、事業主または被保険者が行うことになっています。厚生労働省やハローワークでは、「できるだけ事業主が行うようにしてください」とお願いしているだけであって、必ずしも会社側に申請が義務付けられているわけではありません。とはいえ、事業主によって違いがあるのもKさんのような不利益を招いてしまいます。定年後も働く人は、すべて会社任せにせず、自分でも確認しておく必要があるでしょう。

ちなみに、高年齢雇用継続給付制度には、基本手当（失業給付）を受給した後に再就職した人を対象にする「高年齢再就職給付金」があります。こちらの手続きは事業主が行うことになっています。

後日談ですが、Kさんの自宅には、勤務先からお米五キロが送られてきたそうです。

ファイナンシャルプランナー 須藤臣（すどうとみ）

天然温泉と森林浴

ヒルサイドホテル富士見は、標高1,300mの八ヶ岳南麓に面した富士見高原の森の中にある赤レンガのホテルです。四季折々の素材を使った夕食は、洋食コースか和食コースをチョイスできます。

和室（8畳） 平日▶大人 8,967円～ 週末▶大人 10,353円～（1泊2食付（夕食3,000円）税サ込）

洋室（ツイン） 平日▶大人 9,660円～ 週末▶大人 11,046円～（1泊2食付（夕食3,000円）税サ込）

上記料金は、2名様で1室ご利用された場合の1名様料金です（GW・夏季・年末年始は別途料金になります）。

長野船員保険健康福祉センター
ヒルサイドホテル富士見

お得な 平日プラン・パックもご用意
詳しくは、当ホテルまでお問い合わせ下さい。

〒399-0212 長野県諏訪郡富士見町立沢1-1182
TEL 0266-66-2111 FAX 0266-66-2562 HP http://www.sempos.or.jp./nagano/

宿泊特別割引券 有効期限：H26.4.30まで
①大人1人1泊2食付1枚で2名様までご利用できます。
②特別企画・キャンペーンの場合はご利用できません。

5月から11月までは 1,000円 但し、GW、お盆期間を除く
12月から4月までは 2,000円 但し、年末年始期間を除く
パック・プランについては 500円